

# 令和6年度 いじめ防止基本方針

鹿児島市立荒田小学校

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法 第2条より」）

## 3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア 学校におけるいじめの防止

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動（児童会活動、児童総会でのいじめ防止についての主体的な話し合い活動、ポスターや標語募集による啓発活動）に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」、「いじめ問題を考える週間」を実施する。

## イ いじめの早期発見のための措置

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認識することができるようにしていく。  
そのために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。
- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的に調査を実施する等の必要な措置を講ずる。
- いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- 児童及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備（スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の周知）を行う。

## ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。

## エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処ができるように、必要な啓発活動として、外部講師を招いた携帯電話教室等を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」（生徒指導事例研修会・学校適応対策委員会）を設置する。

#### <構成員>

校長，教頭，生徒指導担当，養護教諭，学年主任，学校運営協議会委員，  
スクールガード， スクールカウンセラー，民生委員，医師，警察官OBなど

#### <活動>

- アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響，その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。

<開催>

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と平行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。

カ いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

キ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

ク 報道取材等への対応は、プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で

一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら行う。

**(4) 学校評価における留意事項**

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること。

**(5) その他**

学校いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。

学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。